## 道路交通法の改正 (H27.6.1 施行) により

# 自転車運転者講習制度」

が始まります!

悪質な違反を繰り返す危険な運転者に対して 「自転車運転者講習」の受講が義務づけられました!

# こんな違反が対象です

★「法」~道路交通法 (14項目)

**| 信号無視** (法7条)



●通行禁止場所通行(法8条)







●通行区分違反(右側通行等)(法17条)



時停止違反(法43条) )遮断機が下りた踏切への立ち入り





歩道での歩行者妨害(法63条の4)



-キ)不良自転車の運転



●酒酔い運転(法65条)





## ★その他にも★ぼ」~道路交通法

- ●歩行者用道路での徐行違反 等(法9条)
- ■路側帯通行時の歩行者妨害(法17条の2)
- ●交差点での優先道路通行車の妨害 等(法36条)
- ●交差点での右折車優先車妨害 等(法37条)
- ●環状交差点での安全進行義務違反 等(法37条の2)

※上記のイラストは主な違反態様を示しています。

#### 講習制度の流れ

### 危険行為を反復

3年以内に2回以上、上記違反で 検挙された違反者が対象になり ます!

### 受講命令

交通の危険を防止するため、都 道府県公安委員会が自転車運転 者に講習を受けるように命令

### 講習の受講

受講命令に違反した場合は 5万円以下の罰金が科せら れます!

## 大分県警察